

入札監理小委員会における審議結果報告

厚生労働省 LAN システム更改整備及び運用・保守業務

厚生労働省の厚生労働省 LAN システム更改整備及び運用・保守業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

- ・本事業は厚生労働省本省、地方支分部局等（2,293 拠点）の職員が利用するネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務を行うものである。
- ・平成 23 年度選定事業として、第 1 期事業（平成 24 年 9 月 26 日～平成 29 年 3 月 31 日）を現在実施中であり、今回は第 2 期目である。
- ・実施期間：平成 29 年 5 月下旬から平成 34 年 3 月 31 日
- ・平成 27 年度に第 2 期事業の予算要求を行ったが、査定により、システム更改の時期を当初予定していた平成 29 年 7 月から 1 年延長し、平成 30 年 7 月に実施することとなった。第 1 期事業を延長する必要があることから、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの追加契約を、別途随意契約で実施することとしている。
- ・上記追加契約においては、個別システムのグループウェア統合や組織改編等により、以下の利用者が段階的に増加することとしている。
 - ・ハローワークの利用者（23,000 人）
 - ・グループウェア統合による利用者（2,400 人）
 - ・都道府県労働局の組織改編による利用者（1,300 人）

2. 事業評価を踏まえた対応について

【総務省評価の概要】

本事業の実施状況は良好であるが、1 者応札となっており、次回（第 2 期事業）の入札においては、これまでの入札監理小委員会における指摘等を踏まえ、以下のような競争性の改善策を講じつつ、市場化テストを継続して実施することが適当であると考えられる。

- （1）履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上、競争性が確保され、コストが低減されるよう合理的な調達単位を検討する。
- （2）次期システムへの移行時に必要となるデータの抽出は、被引継ぎ業者の業務とし、新規に引き継ぐ業者の業務としない。
- （3）より多くの提案書作成期間を確保するため、閲覧資料の事前開示の一層の前倒し等を実施し、さらなる情報開示を実施することを検討する。
- （4）次回調達においては、予め、調達の方針や調達の時期、あるいは調達範囲等、調達の考え方を整理した資料を作成し、公表することを検討する。
- （5）次期厚生労働省 LAN の基本方針を取りまとめるに当たり、関係事業者に対し、RFI（情報提供依頼）を実施することで、新しい技術情報を収集する。

【厚生労働省の対応】

- ・「分散型統計処理システム」及び「情報提供システム（ホームページ）」を別調達とし、調達単位の見直しを行った。
- ・次の期への移行の際に必要なデータ抽出は本事業の現行業者の業務範囲で実施し、次期厚生労働省 LAN の事業者の作業に含めないこととする。
- ・入札公告前（意見招請時点）において積極的な資料閲覧を実施し、新規参入者が調達前から業務理解を深められよう閲覧対象資料も事業者の意見を踏まえた形で整理を行う。
- ・業務内容の理解の促進のため、予算要求段階において「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書」に基づき資料提供依頼を実施し、幅広い事業者から創意工夫のある提案を受領し、要件検討の参考とした。

【上記以外の主な実施要項案の変更点について】

- ・総合評価基準について、以下の見直しを行った。
 - ① 価格点と技術点の配分の見直し（価格点：技術点＝1：1 → 1：3）
 - ② 絶対評価から相対評価への変更
 - ③ 技術点における基礎点と加点の配分の見直し（基礎点：加点＝1,500点：1,500点 → 50点：3,100点）
 - ④ 技術審査委員の構成の見直し（委員の2分の1以上を外部有識者とする）
- ・ネットワークを外部系と内部系に分離し、1台の端末で双方にアクセスできる環境の構築等のセキュリティ対策の強化を実施
- ・業務改革支援サービスの新規導入（幹部のスケジュール管理等）
- ・本省等の執務用PC（約5,350台）のシンクライアント化及び簡易リモートアクセスサービスの新規導入
- ・サービス利用者数の拡大（約22,700人 → 約63,000人）

3. 実施要項（案）の審議結果について

- ・総合評価の配点基準について

【論点】

総合評価において技術点のどの部分を重視して評価するのかという点が見て取れない。評価基準の中に重視する部分を枠組みとして明示すべきではないか。

【対応】

加点項目のうち重視する部分を「重要評価視点」と位置づけ、当該加点項目の評価の観点がわかるよう追記した。（資料 2-2：P22, P91～94, P107～114）

4. 意見招請及びパブリックコメントによる対応について

平成 28 年 12 月 6 日から 12 月 26 日まで実施した意見招請及びパブリックコメントにおいて、19 者から 404 件の意見が寄せられた。意見内容は「仕様の明確化に関する要望や確認」及び「情報開示」が大半を占めており、231 件について必要な修正を行った。（資料 2-2：P7, P99～100, P110, P113～P114, P130, P138～143, P149～151, P154, P157～158, P160, P165, P167, P170, P175, P181, P186～187, P196～197, P204, P206～207, P215, P222～225, P227～232, P238, P240, P245～246, P261～262, P265, P267～273, P279～281, P287～291, P293～297, P210, P337, P343）